

JAPAN MENSA 基本規約

第1章 総則

第1条 名称

本組織の名称は JAPAN MENSA と称する。

第2条 定義

本規約における「メンサ」とは、Mensa International（本規約では「MI」とする）、および日本を含む各国の国別組織（本規約では「ナショナルメンサ」とする）を指す。

第3条 本部

JAPAN MENSA の本部は、運営委員会が決定する。

第4条 非営利性

JAPAN MENSA は非営利団体である。

第5条 目的

- JAPAN MENSA の目的は以下の通りである。
 - 知的才能を認知、育成し、人類の発展に役立てること
 - 知性の原理、性質、適用などの研究を奨励すること
 - メンバーのための知的かつ社会的活動を促進させること
- 知性は人類のために使われなければならない。故に、メンサは人類の不利になるような目的を持つてはならない。

第6条 活動

- JAPAN MENSA は、会員間の知的な交流の場を提供する。
- JAPAN MENSA の活動は、メンサ及び知性に関する研究、会員同士の交流の支援並びにそれらのために必要又は有益な諸活動とする。
- JAPAN MENSA は組織としての見解を持たず、いかなる思想的、哲学的、政治的又は宗教的提携関係も持たない。

第7条 準拠すべき法令等

JAPAN MENSA の運営は以下の法令等に従って行われ、その優先順位は以下の通りとする。

- 日本国憲法及び日本国の法令
- MI 規約、諸規程及び ASI Es
- MI 決議
- 本規約
- 総会で制定された規約及び総会決議

- 六 運営委員会で制定された規程及び運営委員会決議
- 七 分科会（SIG）等で制定された規則及び分科会等の決議

第8条 MI 等との関係

- (1) JAPAN MENSA は、MI（法人格を持たない国際的な組織）及び Mensa International Limited（本規約では「MIL」とする）の目的を遂行するために設立された国別組織の一つであり、MI の下部組織としてこれに加盟する。
- (2) JAPAN MENSA は、MI の許可の下でメンサの名称及びロゴを使用できる。使用にあたってはMI の規約等に従わなければならない。

第2章 会員

第9条 正規会員およびゲスト会員

- (1) JAPAN MENSA の正規会員とは、第10条に定める JAPAN MENSA 会員としての要件を満たし、かつ、第35条に定める JAPAN MENSA からの一時的会員資格停止又は除籍の処分を受けていない会員をいう。
- (2) JAPAN MENSA は、運営委員会が別に定めるところにより、ゲスト会員の制度を設けることができる。

第10条 入会および退会

- (1) 会員となるための資格としては、以下のうちの一つが必要である。
 - 一 日本人又は日本に在住する者であって、メンサの会員資格を持っている者
 - 二 日本人又は日本に在住する者であって、メンサの会員資格を持っていたことがある者
 - 三 日本人又は日本に在住する者であって、ISP の承認を受け NSP 及び NSP の任命したテスト監督者が実施した知能テスト又は ISP の承認を受け適切に管理、監督されたその他の知能テストにおいて全人口の上位 2%の得点を得た者
- (2) 以下の全てに該当する有資格者は誰でも入会できる。
 - 一 過去にメンサから除籍処分を受けたことがないこと
 - 二 入会の時点でメンサにおける懲戒処分の効力が生じていないこと
- (3) 会員はいつでも自由に退会できる。

第11条 会員の地位及び権利

- (1) JAPAN MENSA は民主主義を原則とし、全ての会員は平等である。
- (2) 会員の投票の秘密は、これを保障する。
- (3) 会員は総会及び JAPAN MENSA の公式行事に出席する権利を有する。

第12条 会員の義務

会員は、第7条に定める JAPAN MENSA が準拠すべき法令等を遵守する義務を負う。

第13条 個人情報

- (1) 会員は、運営委員会に氏名、住所、生年月日などの情報を提供する義務を負う。
- (2) 氏名、住所、入会年月日、生年月日などの会員情報は、運営委員会によって管理され、メンサの活動に必要な範囲でのみ利用される。
- (3) JAPAN MENSA 及び各会員は、特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏洩してはならない。但し、下記各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 1. 法令に基づく場合
 2. 出版、報道等により既に公にされている場合
 3. JAPAN MENSA の運営のために特に必要と運営委員会が認めた上で、機密保持契約を締結した業者に共有する場合

第14条 グループ

JAPAN MENSA は、同じ地域に住む会員や同じ趣味を持つ会員がグループをつくることを奨励する。

第15条 会報

運営委員会は電子データ又は紙による会報を発行する。会報は JAPAN MENSA の情報告知及び会員相互のコミュニケーションに使用することができる。

第3章 組織

第16条 構成

- (1) 本会の組織は以下の通りである。
 - 一 総会
 - 二 運営委員会
 - 三 代表者
 - 四 オンブズマン
 - 五 会計監査人
 - 六 National Supervisory Psychologist (本規約では「NSP」とする)
 - 七 小委員会その他運営委員会の設置する委員会
- (2) 運営委員、オンブズマン及び会計監査人を役職者とする。

第17条 総会

- (1) 年次総会は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に、運営委員会によって開催されなければならない。
- (2) 臨時総会は、運営委員会の要請または全正規会員の 10 分の 1 以上の要請によって開催することができる。
- (3) 少なくとも総会 1 ヶ月前には、総会開催の通知書が全正規会員に送付され、その通知書には議題が記されていないなければならない。ただし、正規会員から提案された議題を総会に上程する場合には、この限りでない。
- (4) 総会当日の正規会員数を当該総会の総会員数とする。

- (5) 総会の通知日を含む月の1日以後に入会した正規会員には郵送による通知は行わないが、総会に参加することはできる。ただし、本人参加者のみを出席正規会員数に加算し、委任はできない。
- (6) 年次総会では以下のことを決議する。
 - 一 運営委員会によって報告される前年度の活動報告の承認
 - 二 前年度の会計報告の承認
 - 三 前年度に行われた様々な投票結果の承認
 - 四 必要がある場合は、選挙管理委員長の承認
 - 五 選挙結果が出ている場合は、選挙結果の承認
 - 六 その他上程された議案
- (7) 総会に出席した各正規会員は、意見を述べ、質問を行い、投票権を行使することができる。欠席した正規会員の代わりに1票を投じることも可能だが、その場合、運営委員会の定めた方法により委任状が事前に運営委員会に提出されていなければならない。
- (8) 決議は原則として出席正規会員数から棄権者数を除いた過半数の賛成によって決する。ただし、過去の総会決議を覆すときは、出席正規会員数から棄権者数を除いた3分の2以上の賛成による。
- (9) 議長は決定投票権を有する。
- (10) 総会の成立に必要な最低出席正規会員数は、委任状出席を含め総正規会員数の10分の1とする。ただし、通知した開始時間より30分待っても最低出席正規会員数に達しなかったときは、総会を公式に開始してよい。
- (11) 本規約に定めるもののほか、総会の議事にはロバート・ルールを適用する。
- (12) 正規会員でない者は、運営委員会の承認を得て、オブザーバーとして総会に出席することができる。この場合、総会での発言には議長の許可を必要とし、投票には参加することができないものとする。

第18条 運営委員会の構成

- (1) 運営委員会は、1名の議長、1名又は2名の総務、1名又は2名の財務及びその他の委員を含めた15人の委員によって構成される。運営委員会の全ての委員は総会によって選任される。
- (2) 議長は、その就任時または必要に応じて、他の14名の委員の中から3人の副議長（第一、第二、第三副議長）を任命することができる。議長が職務を執ることができないときは、第一副議長、第二副議長、第三副議長の順に議長代行を務めなければならない。
- (3) 運営委員に欠員が生じた場合でも、欠員が3名を超えないときは、運営委員会は次の選挙まで機能する。運営委員会の任期中に、議長以外の1つ以上の役職が欠けたときは、運営委員会はその決定により、次の選挙までの間、正規会員の中から欠けた役職の委員を任命することができる。
- (4) 運営委員会が、特段の事情により議長以外の委員の数が不十分であると判断したときは、その決議により、次の選挙までの間、正規会員の中から1名ないし5名の追加委員を任命することができる。
- (5) 補充又は増員された運営委員は、総会の承認を得るまで、運営委員会において投票権を有しないものとする。
- (6) 運営委員は、JAPAN MENSAの正規会員でなければならない。
- (7) 運営委員がその任期中に会員資格を喪失したときは、その任を解かれるものとする。ただし、任期中にその処分が解除された場合には、運営委員に復帰できる。

第19条 運営委員の選挙

- (1) 選挙権及び被選挙権は選挙を行う年の7月末現在（臨時選挙の場合には運営委員会の定める時期）の JAPAN MENSA のすべての正規会員に与えられる。
- (2) 選挙は郵便投票で行う。ただし、選挙管理委員会が電子投票（各会員が1回のみ投票可能であることが確保されている場合に限る）その他の異なる手段を定めたときは、この限りでない。この場合、本条第10項ないし第13項の規定は適用されない。
- (3) 運営委員会のメンバーに立候補するためには、選挙権を有する正規会員（立候補者自身を除く）の推薦が必要である。ただし、現運営委員の再選には推薦は必要ない。
- (4) 運営委員会は、選挙を実施するために、現役職者を除く正規会員の中から選挙管理委員長を任命する。
- (5) 選挙管理委員長は、現役職者を除く若干名の正規会員（選挙管理委員）とともに選挙管理委員会を構成する。
- (6) 選挙管理委員長は、選挙管理委員を任命し、7月末（臨時選挙の場合には運営委員会の定める時期）までに全ての正規会員に公示しなければならない。
- (7) 選挙管理委員長及び選挙管理委員は、役職者の選挙に立候補してはならない。
- (8) 選挙管理委員会は少なくとも8月末（臨時選挙の場合には運営委員会の定める時期）までに立候補説明を含む選挙の手順と期限について正規会員に通知する。
- (9) 役職者の定員と同数以下の候補者しか立候補しなかった場合には、候補者全員が当選となる。
- (10) 正規の手続きを踏んだ全ての候補者の名前は投票用紙に記されて、その時点での正規会員に告知される。
- (11) 投票用紙は、選挙管理委員会によって投票期限の3週間前までに全ての選挙権を有する全正規会員に直接送付され、又は会報に掲載されなければならない。投票用紙には立候補者名を記載する。
- (12) 選挙公示書には、選挙管理委員会が抽選で決めた順に、候補者名、各候補者の略歴及び公約を定められた字数で明記する。
- (13) 投票は、「投票用紙」と明示した封書で選挙管理委員会に送付する手段によって行わなければならない。
- (14) 開票は選挙管理委員会によって行われる。正規会員は開票に立会うことができる。
- (15) この選挙の投票方法は優先投票法で、同票の場合はコイン投げで決められる。
- (16) 開票の結果は選挙管理委員長によってその場にいる人に即時に発表されるとともに、候補者に遅滞無く通知される。
- (17) 選挙管理委員長は、開票後2週間以内に、開票結果と各候補の得票数を、運営委員会に報告しなければならない。
- (18) 運営委員会は報告された結果をMIの委員会に報告しなければならない。
- (19) 運営委員会の役職全てを満たすだけの当選者が確保できない場合には、残りの役職を埋めるため、新運営委員会により年次総会で新たな指名が行われることもある。

第20条 運営委員の任期および解任

- (1) 運営委員の任期は2年間であり、選出された総会の2年後の年次総会までとする。ただし、その年次総会で後任が決まらないときは、後任が決まるまでその職務を行う。

(2) 他の委員の役職を任期の途中から受け継いだ者の任期は、当該他の委員の任期の残存期間のみとする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(3) 選任された運営委員は、自ら辞職したときを除くほか、逝去したとき、任務の遂行が不可能なとき、または運営委員の職責に著しく反したとき（職責違反の場合には、運営委員会が公平で偏見のない事情聴取の機会を事前に与えたこと、及び、総会において弁明の機会を与えた上で 3 分の 2 以上の不信任決議を得ることを必要とする）は解任される。

不信任決議により解任された運営委員は、解任の時点から 2 年間は立候補できない。

(4) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有する者は運営委員に立候補することはできず、また運営委員がこれらに該当することが判明した場合は、何らの催告・通知又は事情聴取等を要せず、直ちに解任される。

- 1 自己または第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- 2 反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- 3 その他反社会的勢力等との非難されるべき関係

第 2 1 条 運営委員会の任務および支払

(1) 運営委員会の任務は以下の通りである。

- 一 入会試験が正常に行われることを確保し、試験の不正を防止すること
- 二 会員の入退会を承認すること
- 三 JAPAN MENSA の運営及び事務全般を取り扱うこと
- 四 総会決議を遵守すること
- 五 会計年度終了 3 ヶ月以内に年次総会を開催すること
- 六 年次総会で前年度の活動報告及び会計報告をすること
- 七 会員が JAPAN MENSA 内部での争議を解決できるよう援助すること
- 八 運営委員会で解決できない問題が起きた場合に臨時総会を開催すること
- 九 会員名簿、会の規約及び規程、議事録、会報、選挙及び会員投票の資料その他の運営に関する記録を保管すること

(2) 運営委員は JAPAN MENSA から支払を受けないものとする。

第 2 2 条 運営委員会の規程制定権等

- (1) 運営委員会は、本規約を実施するために必要な規程を制定する権限を有する。
- (2) 上記のほか、他の規約等に定めのない事柄については、運営委員会が決定する。

第 2 3 条 運営委員会の会議

- (1) 運営委員は原則として運営委員会の会議に出席する権利を有する。
- (2) 定例委員会は、四半期に一度開催するのを原則とする。
- (3) 臨時委員会は 7 日前に事前通知することによって開催できる。

- (4) 各会議では、できる限り次回会議の日時及び場所を決する。
- (5) 定例委員会の議事日程は少なくとも 10 日前に予告する。
- (6) 運営委員会の定足数は運営委員の過半数とする。
- (7) 運営委員会に出席する各委員は、どのような議題に対しても 1 票の投票権を行使できる。ただし、代理は許されない。
- (8) 第 17 条第 8 項の規定は、運営委員会の決議に準用する。
- (9) 会議の議事録は会議の後 3 ヶ月以内に全ての会員に報告する。
- (10) 電子会議については、運営委員会が別途定めるところによる。

第 24 条 小委員会

運営委員会は、特定の職務と権限を持った小委員会を設置することができる。小委員会には運営委員会以外の JAPAN MENSA の正規会員を含めることが出来る。議長は、全ての小委員会の一員である。

第 25 条 代表

- (1) JAPAN MENSA の代表は会長とし、原則として議長が兼任する。
- (2) 会長は、運営委員会と共同して、JAPAN MENSA が第 7 条に定める法令等を遵守していることを確実にする責務を負う。この責務を全うするため、会長は運営委員その他の役職者及び会員に対して必要な指示や要請等を行う義務を負う。

第 26 条 オンブズマン

- (1) オンブズマンは、運営委員会に対する業務監査並びに会員相互間又は会員と運営委員会間での問題及び紛争の調査及び調停を行う。
- (2) オンブズマンは、JAPAN MENSA の正規会員に限る。
- (3) オンブズマンは、3 人以内とする。
- (4) オンブズマンは、運営委員の選出と同様に立候補者の中から投票によって選ばれる。
- (5) オンブズマンの任期は 2 年間とする。ただし、後任が決まらないときは、オンブズマンは年次総会で新たなオンブズマンを指名できるものとし、後任が決まるまでその職務を行う。
- (6) 前項にいう「後任が決まらないとき」とは、複数のオンブズマンが任命されている場合には、1 人の後任すら決まっていなかった場合を指すものとする。
- (7) オンブズマンは、JAPAN MENSA の全会員の協力を得る。オンブズマンへの非協力は、メンサに不都合な行為とみなされる。
- (8) 第 20 条第 3 項および第 4 項の規定は、オンブズマンに準用する。

第 27 条 会計監査人

- (1) 会計監査人は、JAPAN MENSA の活動にかかる会計報告につき監査を行う。
- (2) 前条第 2 項、および第 4 項から第 7 項の規定は、会計監査人に準用する。
- (3) 第 20 条第 3 項および第 4 項の規定は、会計監査人に準用する。
- (4) 会計監査人は、2 人以内とする。

第 28 条 NSP

- (1) NSP は、入会テストその他の試験の選抜基準が維持されるよう責任を持つ。
- (2) NSP の職務は、運営委員会が定める。
- (3) NSP は JAPAN MENSA の会員である事を要しない。
- (4) NSP は、International Supervisory Psychologist の承認を得て運営委員会が任命する。
- (5) NSP の任期は 3 年間とする。ただし、後任が決まらないときは、後任が決まるまでその職務を行う。
- (6) 第 20 条第 3 項および第 4 項の規定は、NSP との契約に反しない限り、これを NSP に準用する。

第 4 章 会計

第 29 条 会計期間

JAPAN MENSA の会計期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 30 条 銀行口座

銀行口座は JAPAN MENSA の名前で作らねばならない。口座からの引き出しは財務担当または議長が行う。

第 31 条 借金の禁止

JAPAN MENSA は借金をしてはならない。

第 32 条 メンサの支援

JAPAN MENSA は、ナショナルメンサの一つとして、MI の International Board of Directors（本規約では「IBD」とする）が定めた方針に従い、収入の一部を MIL に納めることにより、国際的なメンサの財政を支援する。

第 33 条 会費の納入

- (1) 会員は年会費を納入しなければならない。
- (2) 会費の額は総会で決める。新たに決まった会費の額は、会員権更新の満期日までに全ての会員に通知する。運営委員会は、会員の事情に応じて会費の一部または全額を免除することができる。
- (3) 年会費の有効期限は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までである。年の途中入会者は入会日よりその年の 12 月 31 日までである。
- (4) 会費は 5 年分を上限として、複数年分納入することができる。
- (5) 会費の支払いの通知は、原則として会報又は電子メールにて行われる。
- (6) 納入期限から 1 ヶ月経過しても会費が支払われない場合、当人による退会連絡がなくとも当該会員は退会したものとみなされる。この期間は、個々のケースに応じ、運営委員会によって延長することができる。なお、年会費の有効期限は本条第 3 項に定めるとおりであり、本項は有効期限の延長を認めるものではない。
- (7) 一度支払われた年会費は返還しない。複数年分納入し、有効期限を 1 年以上残して退会した場合も同様である。

第5章 争議の解決及び制裁

第34条 争議の解決

メンサ内で、あるいはメンサ関連の活動に起因して問題が起きた場合、裁判などに持ち込む前に、会員はまずメンサ内での和解と補償に努めなければならない。それを怠った場合には、メンサに不都合な行為とみなされる。

第35条 制裁

- (1) 運営委員会は、公平かつ偏見のない事情聴取の機会を与えた上で、メンサに不都合な行為を行ったとみなされた会員に対して、制裁を科すことができる。この制裁には、警告、一時的な会員資格の停止、除籍、その他運営委員会が決議したものが含まれる。
- (2) 運営委員会の決定に不服のある者は、MI またはオンブズマンに上訴することができる。

第6章 解散

第36条 任意解散

- (1) JAPAN MENSA は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成投票を得た場合、解散することができる。
- (2) 解散が決定したときは、総会は清算人を任命する。
- (3) 余剰財産は MI の管理下におかれる。

第37条 非任意解散 (33(b))

- (1) JAPAN MENSA は、IBD によってナショナルメンサとしての地位を取り消された場合には、解散しなければならない。
- (2) 前項の場合、運営委員会は以下の権限を有し義務を負う。
 - 一 債務を JAPAN MENSA の残余資産から弁済すること
 - 二 テスト状況及び会員名簿を MIL に移譲すること
 - 三 保管中の書類を MIL に移譲すること
 - 四 メンサの名前及びロゴに対する法的権利を MIL に譲渡すること
 - 五 その他全ての JAPAN MENSA の財産を MIL に移譲すること

第7章 会員投票制度

第38条 会員投票制度

- (1) JAPAN MENSA に関する重要事項につき正会員の総意を問うため、会員投票制度を設けることができる。

- (2) 会員投票制度の詳細は、運営委員会が別に定めるところによる。ただし運営委員会は、すべての正規会員の実質的平等と投票過程の透明性の確保に努めなければならない。
- (3) 第 39 条第 1 項及び第 3 項の規定は、本条による会員投票制度に準用する。

第 8 章 改正

第 39 条 本規約の改正

- (1) 本規約の改正の提案は、運営委員会の決議又は正規会員の 10 分の 1 によって署名された嘆願書を通して行うことができる。
- (2) 本規約の改正は、正規会員の投票にかける前に、IBD の規約担当部門に提出され、そこで承認（IBD による修正後の承認を含む）を受けなければならない。
- (3) 本規約の改正は、郵便投票の結果改正賛成票が投票数の過半数となり、かつ、その結果が総会において承認されたときに成立する。ただし、規約改正に伴って何らかの届出、申請等が必要となる場合には、それらの手続きを滞りなく行わなければならない。
- (4) 本規約の改正は、日本の法律と矛盾せず、IBD によって採用された全ての必要事項をも満たさなければならない。
- (5) 本規約の改正により第 16 条第 2 項で規定された役職者の任期・定員・就任資格に関わる事項が変更され、それによって現職の役職者が条件を満たさなくなった場合でも、当該役職者は当初の任期まで引き続き職務に当たるものとする。

前回改正 2017年3月19日

最終改正 2019年3月23日